解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

鹿児島市池之上町五番一〇号

有限会社平正ビル

清算人　野見山隆樹

解散公告

当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

沖縄県島尻郡与那原町字与那原三五八〇番地の六

有限会社ホームズ

清算人　具志堅　栄

解散公告

当社は、令和八年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

沖縄県糸満市字糸満一四三五番地の二平良共同住宅三〇二

嘉島株式会社

代表清算人　喬　治

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

宮城県刈田郡七ケ宿町字関一四〇番地

農事組合法人千年塾

清算人　田村　芳雄

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

千葉県柏市中央二丁目二番一八号

医療法人社団杏仁会

清算人　加治美和子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年四月二日の社員総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

宮崎県都城市上長飯町五二二八番地一

医療法人倫風会

清算人　渡邊　眞倫

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年四月二十五日開催の令和七年度総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

兵庫県養父市広谷二五〇―一養父市役所内

千石土地改良区

代表清算人　平山　久伸

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月十五日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

兵庫県豊岡市日高町日置二九番地

医療法人社団医徳会北村内科

清算人　野田　昌男

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の理事会及び評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

愛媛県松山市大街道三丁目四番地七

準学校法人愛媛研修学園

清算人　永瀬　昭幸

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和七年三月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

埼玉県川口市西川口二丁目一〇番八号サイレンス扶桑二階

医療法人博和会

清算人　本田　利博

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

横浜市西区北幸一丁目五番一〇号東京建物横浜ビル地下一階

医療法人社団サクラ

清算人　本木　潤

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

新潟県新発田市五十公野七〇九六番地

医療法人社団小林歯科医院

清算人　小林　匡

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年四月十七日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

滋賀県高島市今津町福岡一五〇番地

徧正寺

清算人　岩佐　立志

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年四月三十日京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月二十九日

京都府船井郡京丹波町大迫山根一五番地

大迫生産森林組合

清算人　大田　喜好